

「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について

1 概要

「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令案」について、以下のとおり意見の公募（パブリックコメント）を行った。

- (1) 意見募集期間 平成 26 年 1 月 31 日（金）～平成 26 年 3 月 2 日（日）
- (2) 告知方法 環境省ホームページ、報道発表
- (3) 意見提出方法 電子メール、FAX、郵送のいずれか

2 意見提出状況

- (1) 意見提出者 17 名・団体
- (2) 意見数 53 件

提出者の属性：

| | |
|---------|---|
| 個人 | 1 |
| 事業者 | 6 |
| 地方公共団体 | 4 |
| 上記以外の団体 | 6 |

3 お寄せいただいた意見とこれに対する考え方

別紙のとおり。

| 該当箇所 | 同旨意見数 | 意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|----------|-------|--|--|
| 全般 | 1 | 法令の施行日における具体的対応について明確にしてほしい。(計画書の届出や除去工事が施行日以降であるが、調査報告や看板掲示が施行日より前の場合、施行日と同時に、「旧申請者」は書き換えの必要があるのか。また、届出の提出が施行日より前の場合、除去工事が施行日以降であれば、従前の届出義務者である施工者が申請した工事と考えて良いのか。) | 特定粉じん排出等作業の実施の届出の提出が施行日前に行われた場合は、当該特定粉じん排出等作業については、改正後の大気汚染防止法第18条の15及び第18条の17は適用しないこととなっているが、これに当たらない場合は、改正後の大気汚染防止法等に基づき発注者への説明や特定工事に該当するか否かについての調査結果の掲示等を行う必要がある。 |
| (1)及び(9) | 2 | 都道府県等が届出を受理した際に、発注者への説明が行われたことを確認できるよう、様式第3の4に発注者への説明日を記載する項目を設けるべき。 | 改正後の大気汚染防止法に基づき、受注者は発注者に説明を行い、発注者はその説明を基に届出を行うこととなるため、説明日を記載する項目を設けるまでもないと考え。 |
| (1)及び(9) | 1 | 都道府県等が届出を受理した際に、掲示が行われることを確認できるよう、様式第3の4に掲示板の掲示予定日を記載する項目を設けるべき。 | 届出書に添付することとしている特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要から掲示予定日も判明することから、既に対応できているものと考え。 |
| (1)及び(9) | 1 | 都道府県等が届出の内容について容易に照会できるよう、様式第3の4に届出者の担当者等氏名及び連絡場所を記載する項目を設けるべき。 | 届出を受理した際に、届出者である発注者に確認することができると考え。 |
| (1)及び(9) | 1 | 特定粉じん排出等作業毎に届出書を作成する必要があるため、様式第3の4に作業場所の名称を記載する項目や特定建築材料の種類・使用面積等を記載する項目を設けるべき。 | 様式第3の4には既に特定工事の場所、特定建築材料の種類、使用面積を記載する欄が設けられている。 |
| (1)及び(9) | 1 | 特定建築材料の使用面積については、総使用面積を記載する形式になっているが、特定建築材料の種類毎に記載できるような様式にするべき。 | 現行の様式第3の4においても、備考1に「特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入すること。」としていることから、既に対応できているものと考え。 |
| (1)及び(9) | 1 | 代理(委任)による第三者の届出は可能なのか。代理が可能な場合、「委任状」の様式は統一するのか。 | 届出の代行を認めることとしているが、基本的には発注者が届出を行うことを想定している。また、委任状の様式を定めることは考えていない。 |
| (1)及び(9) | 1 | 改正後は特定工事の発注者が届出者となるが、実際には発注者の委任状を添付し元請が届出を代行して行うことが想定されるため、委任状の参考様式を示してほしい。 | 委任状の様式を定めることは考えていない。 |

| 該当箇所 | 同旨意見数 | 意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|------|-------|---|---|
| (2) | 3 | 特定工事に該当しないことが明らかな建設工事に、明らかに特定建築材料が使用されていない電柱や鉄塔などの解体等を伴う建設工事を含めるべき。 | 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事については、特定工事に該当するか否かについての調査を行うこととしているが、法令上特定工事に該当しないことが明らかなものに限り、行う必要がないこととしている。 |
| (3) | 1 | 届出者である発注者が適切な説明を受けていなければ適切な届出を行うことができないため、解体等工事に係る説明は、解体等工事の開始の日までではなく、特定粉じん排出等作業実施の届出までに行うよう規定すべき。 | 解体等工事が特定工事に該当する場合で、当該工事に係る特定粉じん排出等作業が当該工事の開始の日から14日以内に行われる場合には、当該作業開始の14日前までに行うことを規定することとしており、届出期限前に発注者への説明がなされるようにしている。 |
| (4) | 1 | 事前調査の方法についても明記してほしい。 | 環境省では、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を策定しており、いただいたご意見を踏まえ、当該マニュアルにおいて整理している。 |
| (4) | 1 | 事前調査を分析により行う場合の方法についても明記すべき。 | 環境省では、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を策定しており、いただいたご意見を踏まえ、当該マニュアルにおいて整理している。 |
| (6) | 1 | 解体等工事の開始前までに掲示しなければ、周辺住民への適切な周知ができないと考えられるため、解体等工事に係る掲示を解体等工事の前までに行うことを明記すべき。 | 改正後の大気汚染防止法第18条の17第4項の規定において、「当該調査に係る解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、当該調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。」と規定しており、解体等工事の開始前までに掲示を行うという趣旨である。 |
| (6) | 1 | 解体等工事に係る掲示は、石綿障害予防規則(以下「石綿則」という。)の掲示と兼ねられるよう規定すべき。 | 大気汚染防止法施行規則で定める項目を包含する等、大気汚染防止法及び同法施行規則の規定が遵守されていれば、石綿障害予防規則に基づく掲示と兼ねても差し支えない。 |
| (7) | 1 | 解体等工事に係る掲示の内容に、周辺住民等からの工事に関する問い合わせ等に対して責任をもって対応できる者の氏名及び連絡場所を追加すべき。 | 解体等工事に係る掲示の内容として、「法第18条の17第1項又は第3項の規定による調査を行つた者の氏名若しくは名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を規定することとした。 |
| (7) | 1 | 調査方法は石綿則第3条第3項で規定されている「調査方法の概要」と同じと考えてよいか。 | 貴見のとおり。 |

| 該当箇所 | 同旨意見数 | 意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|------|-------|--|---|
| (7) | 1 | 「特定工事に該当する場合は、特定建築材料の種類」は、様式第3の4の「特定粉じん排出等作業実施届出書」に記載されている「吹付け石綿」「石綿を含有する断熱材」「石綿を含有する保温材」「石綿を含有する耐火被覆材」の4種類と考えてよいか。 | 貴見のとおり。 |
| (8)① | 1 | 「特定工事を施行する者」が元請者であることが分かるような記載にすべき。 | 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2011」2. 7の「用語」で、「特定工事を施工する者」が「元請業者」であることを明記している。今後も当該マニュアルの周知に努めてまいりたい。 |
| (8)② | 1 | 「作業開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより、集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講じること」について、「異常が認められた場合は、」の後に、「直ちに作業を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講じ、正常に稼働することを確認した後に作業を再開すること」を追記すべき。 | いただいたご意見を踏まえ、「直ちに特定建築材料の除去を中止し、」と規定することとした。 |
| (8)② | 2 | 「作業開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより、集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講じること」について、「異常が認められた場合は、」の後に、「直ちに作業を中止し、」を追記すべき。 | |
| (8)② | 1 | 前室も含めた作業場内を負圧にし、作業場内の特定粉じん等を外部に飛散させないことが重要であり、現行の作業基準においても「作業場を負圧に保ち」と記載されていることから、「作業開始前に、前室が負圧に保たれていることを確認し」を「作業開始前に、作業場が負圧に保たれていることを確認し」に改めるべき。 | 作業場や前室を負圧にし、特定粉じんを外部に飛散させないことが重要と考えているので、作業場や前室を負圧に保つことは勿論のこと、作業開始前に、それらが負圧に保たれているかを確認することを規定することとした。 |
| (8)② | 1 | 集じん・排気装置においては、作業開始前及び作業開始直後に限らず、作業中の粉じんの常時モニタリングを行うことが望ましい。作業開始前の前室での負圧管理に加え、粉じんの常時モニタリングを行うことがより望ましい。いずれにしても、事業者の負担増になつては、作業基準の遵守もままならないので、点検のタイミング、頻度等については配慮が必要。 | 平成25年10月に取りまとめたアスベスト大気濃度調査検討会の報告書も踏まえ、今般の大気汚染防止法施行規則の改正を行うこととしたものである。環境省では、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を策定しており、いただいたご意見を踏まえ、当該マニュアルにおいて整理している。 |
| (8)② | 1 | 粉じんを迅速に測定できる機器での測定に疑問があり、また測定に当たって条件設定が必要と思われるので具体的なマニュアルを出してほしい。 | 環境省が実施しているアスベスト大気濃度調査において、粉じんを迅速に測定できる機器による測定を実施しており、その結果等を踏まえ、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」(環境省)において整理している。 |
| (8)② | 1 | 「粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより」とあるが、測定できる機器とはデジタル粉じん計、繊維状粒子自動測定機(いわゆるリアルタイムモニター)等と考えてよいか。具体的事例を提示してほしい。 | 環境省では、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を策定しており、いただいたご意見を踏まえ、当該マニュアルに提示している。 |

| 該当箇所 | 同旨意見数 | 意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|------|-------|---|--|
| (8)② | 1 | 作業開始前の確認について、「前室が負圧に保たれていることを確認し」と「使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し」の前に、「集じん・排気装置の排気口で換気量を測定する方法により」を追記すべき。現状では、これらの確認には、出入口でスモークテスターにより気流を確認し、集じん・排気装置が単に稼働していることを確認することのみが一般的であるが、これでは換気量が定量されないために換気不足の可能性があるため。 | 集じん・排気装置の排気量が十分でない場合、前室の負圧が保たれないため、前室の負圧を確認する必要があり、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」(環境省)において整理している。 |
| (8)② | 1 | 粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより確認する方法を明確に記載すべき。また、正常に稼働しているかどうかの判断の目安についても明確にすべき。 | 環境省では、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を策定しており、いただいたご意見を踏まえ、当該マニュアルにおいて整理している。 |
| (8)② | 1 | 具体的な確認方法を例示してほしい。 | 環境省では、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を策定しており、いただいたご意見を踏まえ、当該マニュアルにおいて整理している。 |
| (8)② | 1 | 異常の判断基準を明示してほしい。また、「異常」の閾値について合理的かつ全国統一した数値で明確にしてほしい。 | 環境省では、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を策定しており、いただいたご意見を踏まえ、当該マニュアルにおいて整理している。 |
| (8)② | 1 | 集じん・排気装置のHEPAフィルターの取付けが甘いと漏れの原因となることからスモークテスターで漏れの有無を確認したり、HEPAフィルターとの隙間をテープで止めるなどの配慮を行ってほしい。また、取り扱いを粗雑に扱っている業者の装置は、箱の変形、タイヤの取付け金具のゆるみなどで隙間が生じているため注意を促してほしい。 作業中に装置の1次、2次フィルターを定期的に新品と交換していない業者が多く、目詰まりをした状態で使用して装置の機能を果たしていない現場が多いため注意してほしい。(定期的に交換することによりHEPAフィルターの負荷の軽減にも繋がる。) | 環境省では、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を策定しており、いただいたご意見を踏まえ、当該マニュアルにおいて整理している。 |
| (8)② | 1 | 集じん・排気装置等の確認を行った記録等の保存期間を作業終了後一定期間とすべき。 | いただいたご意見を踏まえ、「特定工事が終了するまでの間保存すること」と規定することとした。 |
| (8)② | 1 | 集じん・排気装置等の確認を行った記録等の保存期間をばい煙発生施設、特定粉じんの濃度測定と同様に3年間とすべき。 | いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきたい。 |

| 該当箇所 | 同旨意見数 | 意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|------|-------|--|--|
| (8)② | 4 | 集じん・排気装置等の確認を行った記録等の保存期間を石綿則と同様に40年間とすべき。(また、地方公共団体等への提出を義務付け、保存を担保すること。) | いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきたい。 |
| (8)② | 1 | 集じん・排気装置のフィルターを適切な時期に交換することは、飛散防止を図る上で重要なことから、その交換の記録についても一定期間の保存が必要。 | 環境省では、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を策定している。現行のマニュアルにおいても、集じん・排気装置のフィルタの交換の記録等について示しており、今後とも周知を図っていきたくと考えている。 |
| その他 | 1 | 2013年2月の中央環境審議会大気・騒音振動部会石綿飛散防止専門委員会「石綿の飛散防止対策の更なる強化について<中間報告>」(以下「中間報告」という。))に、「事前調査を解体工事等の請負契約締結前に行い、調査結果が契約に適切に反映するようにすることが適当と考えられる」と明記しているように、「事前調査を解体工事等の請負契約締結前に行うものとする」旨を施行規則に規定すべき。 | 契約の実務等を踏まえ、事前調査を契約前に行うとはしないこととした。改正後の大気汚染防止法第18条の17第2項において、「前項前段の場合において、解体等工事の発注者は、当該解体等工事の受注者が行う同項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。」と規定しており、また、改正後の同法第18条の20において、「特定工事の発注者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。」と規定し、調査結果が反映されるようにしている。今後とも同条項の周知を図っていきたくと考えている。 |
| その他 | 1 | 中間報告で、大気濃度測定義務付けが提言されているので、大気濃度の測定の実施、結果の記録・保存・報告について規定すべき。 | 敷地境界等における大気濃度測定については、アスベスト大気濃度調査検討会において検討を行ったが、現時点においては、測定箇所の選定、分析方法等に課題があるため、今回の制度改正の施行状況も踏まえ、検討を進めることとしている。 |
| その他 | 1 | 中間報告で、高度の蓋然性をもって石綿が基準を超過して飛散しているおそれがあると判断される場合の特定粉じん排出等作業の一時停止が提言されているので、特定粉じん排出等作業の一時停止について規定すべき。 | 「石綿の飛散防止対策の更なる強化について(中間答申)」(以下「中間答申」という。))において、「4. 大気濃度測定義務付け」で述べるように施工業者が大気濃度を測定する場合において、その過程で一定以上の総繊維数濃度を確認した場合には、石綿の正確な分析結果が判明するまでは特定粉じん排出等作業を一時停止する必要性も考えられる。」としており、大気濃度測定の実施が前提となっている。しかしながら、敷地境界等における大気濃度測定については、アスベスト大気濃度調査検討会において検討を行ったが、現時点においては、測定箇所の選定、分析方法等に課題があるため、今回の制度改正の施行状況も踏まえ、検討を進めることとしている。このため、ご指摘の作業の一時停止についても、本検討と合わせて、検討を行いたい。 |
| その他 | 2 | 中間報告で、石綿除去後の完了検査が提言されているので、石綿除去後の完了検査について規定すべき。(また、その記録を地方公共団体に提出させること。) | 中間答申において、「現時点において、完了検査については、第三者による実施は将来の課題とした上で、作業場内の石綿の飛散がなくなったことや特定建築材料の取り残しがないこと等の除去工事完了後の確認事項のチェックを正確に行うことについて、作業基準に規定することや立入検査時の指導項目とし、報告を求める対象とすることも視野に、施工業者が適正に除去作業や飛散防止対策を実施する仕組みを検討することが適当である。」としており、今後、必要な検討を行いたい。 |

| 該当箇所 | 同旨意見数 | 意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|------|-------|---|---|
| その他 | 1 | 中間報告では、各制度間の連携について提言され、通知によって対応するものとされているが、石綿健康被害救済法の例のように法令上規定することが望ましく、施行規則に規定することも可能と考える。 | いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきたい。 |
| その他 | 1 | 中間報告(案)に対する意見募集で意見を提出しているのので、参考にしてほしい。 | いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきたい。 |
| その他 | 1 | 法の改正により義務付けられる空気環境測定の管理基準値として「1本/L」を検討中とのことであるが、石綿除去会社が取得している技術審査証明の審査証明結果に明記された安全性に対する判断内容と不整合が生じると思われる。今後の技術審査証明の再審査の必要性有無も含め、取扱いについて回答してほしい。 | 技術審査証明の再審査の必要性の有無については、所管する団体に確認していただきたい。 |
| その他 | 1 | 日本でも早急に国家(戦略)計画の検討に着手するとともに、そのような戦略のもとでの大気汚染防止法ほか環境法令の果たすべき役割と必要な改正を検討すべき。 | いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきたい。 |
| その他 | 1 | 石綿除去費用、調査分析費用等は国、自治体の助成金(補助金)によって全額を支払う体制を築き、建物所有者、建設業者及び周辺住民の安全を確保すべき。 | いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきたい。 |
| その他 | 3 | 特定建築材料の範囲を再検討する必要がある。 | いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきたい。 |